

沼津市立大平小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月2日改訂

【いじめの定義】
いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。
(平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より)

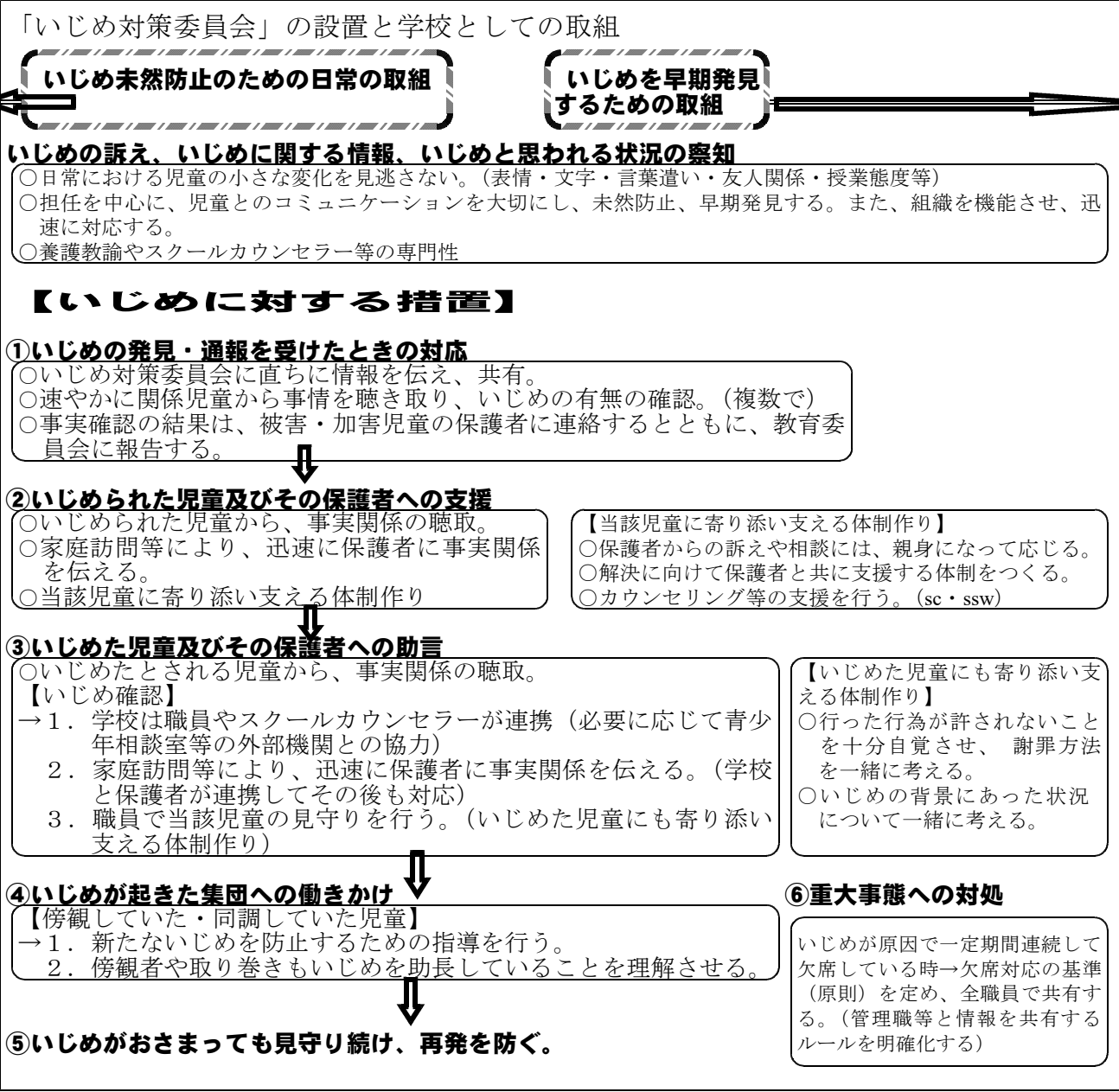
【いじめに対する基本的な考え方】
・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるため、どの子ども被害者にも加害者にもなる可能性がある。
・子供たちの日常の中にある、ふざけあいや言葉遣いがいじめに発展する可能性もある。
・いじめの問題は、被害者と加害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者を生まないことも大切である。

【いじめ対策委員会】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、(ソーシャルワーカー、青少年教育センター、スクールサポーター、学校運営協議会)

大平小中一貫教育目標 「志をもって 自分をみがき ともに挑戦する たくましい大平の子」 学校経営目標 「一人一人笑顔でチャレンジできる学校」
< 志とは、自分の夢実現・目標達成とともに、他者意識をもって、他者のために生きること >

いじめ未然防止のための日常の取組

- 1 学校生活の充実**
 - ・基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもてるようにする。
 - ・子供同士、教師と子供が信頼し合い、認め合う学級づくり。
 - ・努力を認め、褒め、失敗しても励ますことを心掛け、自己肯定感を高める。
- 2 道徳教育の充実**
 - ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
 - ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- 3 情操教育の充実**
 - ・地域ボランティアや教師による読み聞かせを実施し、想像力を高める。
 - ・音楽鑑賞会、鑑賞教室等を実施し、豊かな情操を育む。
- 4 体験活動の充実**
 - ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- 5 特別活動の充実(学年を超えたつながり)**
 - ・1年生から6年生までを6班に分けた縦割りグループを編成し、学校生活のいろいろな場面で活動する。
 - ・児童が主体的に取り組む活動を充実させる。
- 6 保護者や地域の方への働きかけ**
 - ・授業参観や懇談会、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・インターネット、SNS等を使用する場合のルールやモラルについて、啓発や研修を行う。



いじめを早期発見するための取組

- 1 日々の観察、観察の視点**
 - ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
 - ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
 - ・特別な支援が必要な児童に、正しい対応や配慮ができるようにする。
- 2 連絡帳の活用**
 - ・連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- 3 児童との良好な人間関係の構築**
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子供が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・4月、7月に教育相談期間を設ける。
- 4 いじめ調査・学校生活アンケートの実施**
 - ・「学校をよりよくするためのアンケート」を毎学期末に行い、問題行動等を含め、いじめについても各学級で担任が調査報告する。
 - ・10月に「沼津市いじめアンケート」を実施する。
- 5 スクールカウンセラー(SC)の活用**
 - ・SCによる参観や職員と情報共有をする。
 - ・SC参加による校内研修
 - ・SCによる児童と保護者への対応をする。

いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会①・校内研修①・関係機関への説明(いじめ防止基本方針について、いじめ防止啓発強調月間(4~5月)の取組提案)		○	
	始業式(学校いじめ防止基本方針について説明)	○		
	入学式(学校いじめ防止基本方針について説明)	○		○
	道徳授業実践研修(いじめ問題に関するテーマ)	○	○	
5月	いじめ対策委員会②(いじめアンケート実施における留意点等)		○	
	いじめアンケート実施①	○		
6月	教育相談①	○		○
	学校運営協議会①(学校いじめ防止基本方針について説明)			○
7月	保護者面談①			○
9月	いじめアンケート実施②	○		
10月	学級活動実践研修(情報モラル教育、SNS上の人権侵害について)	○	○	○
	学校運営協議会②(学級活動授業参観、スマホの活用ルールへの理解と協力依頼)			○
11月	教育相談②	○		○
12月	保護者面談②			○
1月	いじめアンケート実施③	○		
	教育相談③	○		○
2月	学校運営協議会③(学校評価アンケートを基にした取組の確認)			○
	校内研修②(学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括)		○	
3月	いじめ対策委員会③(学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案)		○	

情報収集(聞き取り)・安全の確保

いじめの疑い・通報・発見

発見

- ◆いじめの現場を発見
- ◆日常の観察(「サイン」や「変化」)
- ◆本人や保護者からの訴え
- ◆児童・生徒・保護者などからの情報 等

24時間以内に対応

必ず複数の職員で対応

- 予断を挟まず丁寧に聞く
- できる限り多くの情報
- 聞き取る内容
 - ・いつ ・どこで ・誰が
 - ・何を ・どのように

【聞き取りの際の注意事項】

- ①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
- ③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
- ④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
- ⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。

最優先

抱え込まず、即報告

- ◎学年主任
- ◎生徒指導主任
- ◎校長・教頭・教務主任 等

学校いじめ対策組織

3日以内に開催

いじめの疑いの段階で開催(組織で判断)

- ◆事実確認
- ◆協働体制の確立
- ◆対応方針の決定・共通理解

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールロイヤー など

報告・共有・組織対応

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応

事案の状況により、対応者を決定(担任・学年主任・教育相談・養護教諭等)

■ 初期の組織対応

- (1)情報の整理・共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・心のケア
 - ・関係者の指導・支援
 - ・保護者との協働

■ メンバー

- 校長・教頭・教務主任
- 生徒指導主任
- 学年主任 担任
- 養護教諭
- 教育相談担当 など

保護者

教育委員会

警察

医療機関

いじめの解消に向けた指導・支援

いじめが解消された状態とは？

- (1)いじめの行為が止んでいること(少なくとも3か月間)
- (2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの未然防止に向けた取組